

消防救第103号

平成26年5月23日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

（公印省略）

救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について

消防庁では、平成22年度の「救急業務高度化推進検討会」において、全国で一定の質が担保された救急業務を行うためには、指導的立場の救急救命士や救急隊員の教育について全国で統一された指針が必要であるとされたことを受け、24年度及び25年度の「救急業務のあり方に関する検討会」に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を置き、救急救命士、救急隊員、通信指令員の救急に係る教育について検討を行い、25年度末に「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1（以下、「指針」という。）」を策定し、今年度4月に各都道府県消防防災主管課宛てに「平成25年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の送付に併せて送付しているところです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の都道府県メディカルコントロール協議会、地域メディカルコントロール協議会及び消防本部において、積極的に指針を活用した教育が実施されますよう周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであるとともに、厚生労働省も事前に了解していることを申し添えます。

記

1 救急救命士の教育のあり方について

（1）指導救命士の必要性

救急救命士法の施行によって制度が創設されて以来20年以上が経過し、救急救命士を指導する人材の醸成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と消防本部や医療機関の教育負担軽減に資することから、指導救命士の必要性が高まっている。このことから、今後、各地域においても指導救命士を中心とした教育指導体制の構築をはじめ、以下を参考に必要な取組を図られたい。

（2）指導救命士の役割例

指導救命士には、「メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する者」として、救急救命士をはじめ所属職員への教育・指導役や、消防本部と

メディカルコントロール協議会とのつなぎ役としての役割が期待される。

具体的には、「別紙1」中、「図表1」に示す役割例を参考に、各消防本部や地域メディカルコントロール協議会で必要とされる役割を付与することが考えられる。

また、消防庁においても検討会等への指導救命士の参画など、活用を積極的に図っていくこととする。

(3) 指導救命士の要件

「別紙1」中、「図表3」に示す要件とする。

(4) 指導救命士の養成に必要な研修内容

「別紙1」中、「図表3」に示す要件のうち、6の「必要な養成教育」については、「別紙1」中、「図表4」に示す養成カリキュラムに準拠した養成研修とする。

(5) 指導救命士の認定

「別紙1」中、「図表3」に示す要件7のとおり、都道府県メディカルコントロール協議会が指導救命士の認定を行う。

指導救命士として認定された者が所属する消防本部にあっては、その者が特に選ばれた指導者である旨が分かるよう、「参考資料1」を参考に指導救命士の表示に努められたい。ただし、既に本通知発出前に指導的立場の救急救命士を配置し、別途の名称等を定め表示している消防本部にあってはその取扱いを妨げるものではない。

また、都道府県にあっては、都道府県内における指導救命士名簿を作成するなどして指導救命士の養成状況について把握するよう努められたい。

(6) 指導救命士に係る関係機関に求められる役割

ア 都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会に求められる役割

メディカルコントロール協議会等は、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知）で示されている「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の「救急医療の体制構築に係る指針」第2において、「救急救命士等への再教育を実施する」役割が位置付けられている。このことから、地域メディカルコントロール協議会にあっては、救急救命士の再教育のうち日常的な教育体制として示される教育項目について、指導救命士に担わせることが適当と認められる項目は、事前の教育を実施することなどを含め、教育指導体制の構築や指導救命士に求める役割など、必要な助言や支援を実施されたい。

また、都道府県メディカルコントロール協議会においては、都道府県をひとつの単位とし、消防学校やメディカルコントロール圏域等での講師として指導救命士に積極的に活躍の場を提供されたい。

なお、1(3)中に示す要件の細目については、地域の実情に応じてそれぞれ決定されたい。

イ 都道府県に求められる役割

都道府県にあっては、都道府県消防学校での指導救命士養成集合研修の実施や、他の教育機関で実施される指導救命士養成集合研修課程への都道府県内消防本部の指導救命士の講師派遣の調整など、指導救命士の養成にあたって積極的な役割を果たすよう努められたい。

新たに都道府県消防学校において指導救命士養成集合研修を実施する際には、図表4を参考に、都道府県メディカルコントロール協議会と関係消防本部間で十分な調整を行い、地域の実情に即した養成カリキュラムを策定するよう努められたい。

なお、図表4に示す養成カリキュラムについては、教育内容として最小限備えるべき事項として国から示すものであり、地域の実情に応じて必要なカリキュラムや時間等を付加することを妨げるものではない。

また、都道府県にあっては、都道府県消防学校や都道府県救急救命士養成所等への指導救命士の講師派遣など、指導救命士の活用についても積極的な検討が望まれる。

ウ 消防本部に求められる役割

消防本部にあっては、「別紙1」中、「図表2」に示す教育指導体制の構築例をはじめ指針で示す内容を参考に、教育指導の効果が上がるよう、指導救命士の配置人数や配置先などについて、各消防本部の組織体制等に応じた指導体制の構築に努められたい。併せて、指導救命士の消防本部内外における役割について検討するなど、指導救命士の積極的な活用方策を検討されたい。

また、救急隊員等への教育に対する指導救命士の役割などについて検討を行い、救急業務に携わる職員全体の教育を図っていく上で必要となる教育指導体制についても検討されたい。

(7) 既存の指導的立場の救急救命士の取扱い

本通知発出前に指導的立場の救急救命士を現に配置している消防本部であって、既に地域メディカルコントロール協議会等で認定されている者がいる場合、その取扱いを妨げるものではない。

しかしながら今後、新たに指導救命士として認定しようとする者については、全国で一定の質が担保された指導・教育の推進が図られるよう、都道府県メディカルコントロール協議会において新たに定めた要件等に合致する者を認定するものとする。

2 救急隊員の生涯教育について

(1) 救急隊員に必要な教育区分(役割別に必要な教育)

・ 新任救急隊員 ・ 兼任救急隊員 ・ 現任救急隊員 ・ 救急隊長

※ここでいう「兼任救急隊員」とは、専任で救急隊員を配置していない消防本部の隊員をいう。専任で救急隊員を配置している消防本部の場合において、専任救急隊員の代わりに乗り組みを行う職員に対して以下に定める役割別の教育を受

講させるかは当該消防本部の判断による。

(2) 役割別に必要な教育内容等

ア 役割別に必要な教育内容

「別紙2」に示すとおりとする。

イ 教育実施方法

教育の実施方法については、年度初めに「別紙3」により個人の年間教育目標を設定する。「別紙4」及び「別紙5」により、受講した研修内容、自己評価、指摘事項等を記録し、「別紙6」により役割別に研修の進捗状況を管理する。そして、年度末に「別紙3」により、振り返りを行い、次年度の年間教育目標の参考とする。これら様式の活用により、PDCAサイクルの構築が可能となることから、積極的な活用を図られたい。

(3) 特記事項

ア 教育担当者の役割（救急隊長、現任救急隊員）

指針では、新任救急隊員以外をすべて教育担当者（指導者）としている。すなわち指導者となることで教えながら学ぶ屋根瓦方式による教育体制を想定しており、指導や評価を行った教育カリキュラムは、自らの単位とすることができる。

※屋根瓦方式による教育とは、教えられた者が、次の者を教えていくといったチーム全体による教育指導体制で、「教える」、「教えられる」ことを通じ、すべての者の成長につなげていこうとするもの。

イ 指導救命士の関与

指導救命士には、他の救急救命士や救急隊員への指導や生涯教育に積極的な関与が期待される。具体的には、1（2）中に示す役割例に応じ、各消防本部で設定されたい。

3 通信指令員の救急に係る教育について

平成25年度の「救急業務のあり方に関する検討会」において、「通信指令員の救急に係る教育テキスト（以下、「教育テキスト」という。）」を策定したところであり、今後、教育テキストを活用した通信指令員への教育の推進に努められたい。

4 指針の活用について

本指針は、指導救命士を中心とした教育指導体制の構築や、各救急隊員の役割に応じた教育内容の提示など、救急隊員の生涯教育のあり方について示したものである。生涯教育の必要性や教育理念、教育の目的など、教育全般に係る事項について体系的に示すとともに、通信指令員の救急に係る教育についても示し、救急業務に携わる職員全般の指針としている。

消防本部においては、各都道府県の実情に応じた教育体制の構築を図るとともに、指導の効果が上がるよう、本通知及び指針の内容を参考にされたい。

5 備考

(1) 救急救命士の生涯教育について

救急救命士の再教育については、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」（平成 20 年 12 月 26 日付け消防救第 262 号消防庁救急企画室長通知）により、救急救命士に必要な再教育及び病院実習の内容等を示しており、必要な教育時間として 2 年間で 128 時間、このうち病院実習については最低 48 時間程度を充てることとしている。

救急救命士でかつ各役割に該当する職員（新任救急隊員・兼任救急隊員・現任救急隊員・救急隊長）については、上記で示す再教育の内容を基本事項として、役割別に必要な教育が救急救命士の再教育の一部として実施されることが望ましい。

この場合においては、地域メディカルコントロール協議会と消防本部で調整を行うとともに、救急救命士への教育の負担を軽減するため、小隊訓練（想定訓練）等にチェックリストの項目や所属研修の複数の教育項目を含めて実施することなど、弾力的な運用も可能とする。

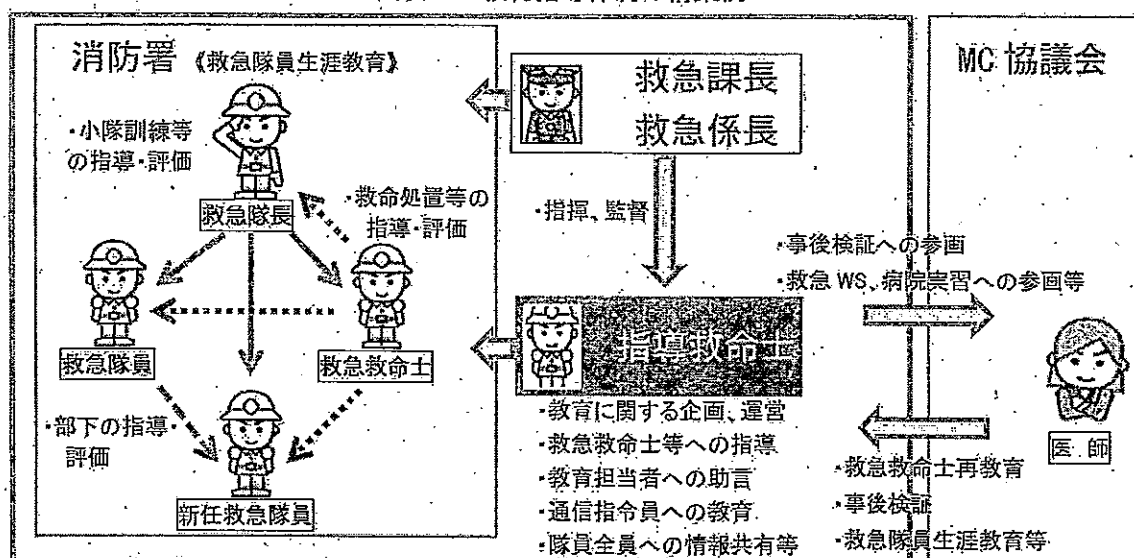
(2) 教育の実施にあたって

各消防本部では、本通知及び指針を参考にして、現在の教育体制の一部見直しや別紙様式の一部の使用について検討を行い、効果的な教育の取組みへとつなげられたい。

図表 1 指導救命士の役割例

消防本部等での役割例	対外的な役割例
・救急隊員生涯教育に関する企画・運営 (年間教育計画の策定、研修会の開催等)	・メディカルコントロール協議会への参画(会議等への参加)
・救急救命士への研修、指導 (主に OJT における救急救命士再教育の指導)	・メディカルコントロール協議会との連絡・調整(都道府県メディカルコントロール協議会・地域メディカルコントロール協議会と消防本部とのリエゾンの役割)
・救急隊員への研修、指導、評価	・事後検証委員会への参画、フィードバック等
・教育担当者への助言	・病院実習での指導、院内研修の補助等 (救急救命士再教育(院内)の計画策定、補助等)
・事後検証(一次検証等)の実施、フィードバック	・消防学校、救急救命士養成所等での講師、指導等
・救急ワークステーションでの研修、指導	・メディカルコントロール圏域等での他消防本部での講師、指導等
・通信指令員への救急に関する研修、指導	・国での各種検討会(救急関連)への参画等
・消防本部全体で共有すべき事柄の伝達・指導 など	・全国規模の研修会等への参加等 ・全国救急隊員シンポジウムの企画等への参画 など

図表 2 教育指導体制の構築例



※所属(消防署)に 1 名の指導救命士を配置した場合の、教育指導体制の例。
その他の配置例や配置人数などの考え方については、指針本文を参照のこと

図表 3. 指導救命士の要件

- 1 救急救命士として、通算 5 年以上の実務経験を有する者。
- 2 救急隊長として、通算 5 年以上の実務経験を有する者。
- 3 特定行為について、一定の施行経験を有する者。
- 4 医療機関において、一定の期間の病院実習を受けている者。
- 5 消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者。
- 6 必要な養成教育を受けている者、もしくは一定の指導経験を有する者。
- 7 所属する消防本部の消防長が推薦し、都道府県メディカルコントロール協議会が認める者。

(注釈)

- ・要件 2 : 「通算 5 年以上の実務経験」には、救急隊長代理（副隊長・予備隊長、隊長代行など）としての経験を含んでよいものとする。
- ・要件 3 : 「一定の施行経験」とは、以下の参考値（※ 1）を参考に、都道府県メディカルコントロール協議会が地域の特性に応じて定めた数の成功施行経験とする
- ・要件 4 : 「一定期間の病院実習」とは、以下の病院実習例（※ 2）を参考に、都道府県メディカルコントロール協議会が地域の特性に応じて定めた期間の病院実習とする。
- ・要件 6 : 「必要な養成教育」とは、国が示す「指導救命士の養成に必要な研修カリキュラム」に準拠した研修とし「一定の指導経験」とは、下記※ 3 の①～④のいずれかで、都道府県メディカルコントロール協議会が認めた指導経験とする。

【※ 1 算出方法及び参考値】

- ①気管挿管認定救命士による気管挿管実施件数／気管挿管認定救命士数
 - ②薬剤投与認定救命士による薬剤投与実施件数／薬剤投与認定救命士数
 - ③静脈路確保実施件数／運用救急救命士数
 - ④ラリングアルマスク等実施件数／運用救急救命士数
- $(①+②+③+④) \times 5 \text{ (年)} = \text{参考値 26 件}$

「平成 24 年版 救急・救助の現況」より算定

【※2 病院実習例】

① 大学等委託研修（1年間：東京消防庁）

- ・目的：救急業務の指揮者としての資質向上を図る。
- ・内容：救急救命センターにおける実習

② 研修指導救急救命士（3ヶ月間：千葉県印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会）

- ・目的：病院実習を通じ、救急救命士の指導者を育成する。
- ・内容：救急救命士を指導するために必要な知識、技術、指導要領を習得する。

③メディカルオフィサー研修（3ヶ月間：山梨県メディカルコントロール協議会）

- ・目的：救急活動事後検証体制の確立。
- ・内容：救急活動事後検証、救急救命士が行う就業前及び再教育病院実習のコーディネート。

○参考：救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の病院実習は、2年間で48時間以上必要と示しているが、全国平均は2年間で約70時間実施している。

【※3 一定の指導経験】

① 大学等委託研修として、大学附属病院での病院実習の指導者として他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事したもの。

② 救急救命士養成所の指導教官として、他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事したもの。

③ 消防大学校の指導教官として、他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事したもの。

④ 救急ワークステーションの指導的立場の救急救命士として、日常的に他の救急救命士等の指導、育成に1年以上継続して従事したもの。

図表4 指導救命士養成カリキュラム

[illegible]

役割別に必要な年間教育項目一覧

区 分	救急隊員教育項目（かつこ内は単位数） ※中括弧内はオプションとする教育項目	初 任 隊 員	兼 任 隊 員	指 導 隊 員	救 急 隊 長	※1
知 識	効果測定(6)	-	-	●	●	
手 技 的 教 育 項 目	観 察	1 状況観察、初期評価(1)	●	●	●	●
		2 血圧(1)	●	●	●	●
		3 血中酸素飽和度(1)	●	●	●	●
		4 心電図(1)	-	●	●	●
	応 急 処 置	5 口腔内清拭・吸引・咽頭異物除去(1)	●	●	●	●
		6 用手気道確保(1)	●	●	●	●
		7 経鼻エアウェイ(1)	-	-	●	●
		8 経口エアウェイ(1)	-	-	●	●
		9 BVMによる人工呼吸・胸骨圧迫(1)	●	●	●	●
		10 除細動(1)	●	●	●	●
		11 酸素投与(1)	●	●	●	●
		12 止血(1)	●	●	●	●
		13 被覆・固定(1)	●	●	●	●
		14 体位(1)	●	●	●	●
		15 喉頭展開・異物除去(1)	-	●	●	●
		16 自動心マッサージ器・ショックパンツ(1)	-	●	●	●
	特定行為準備	17 器具気道確保(LM等)(1)	-	-	●	●
		18 気管挿管(1)	-	-	●	●
		19 静脈路確保・薬剤投与(1)	-	-	●	●
		20 血糖測定とブドウ糖溶液の投与(1)	-	-	※6	
		21 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液(1)	-	-	※6	
	新任研修等	22 救急資器材の取扱(6)	●	-	-	-
		23 各種搬送法(1)	●	-	-	-
		24 感染防止と消毒(1)	●	-	-	-
		25 現場活動(1)	●	-	-	-
小 隊 教 育	小 隊 訓 練 ※2	内因性想定訓練(緊急度・重症度判断含む)(5)	●	-	●	●
		外因性想定訓練(緊急度・重症度判断含む)(5)	●	-	●	●
		他隊連携訓練(多数傷病者・火災・救助等)(5)	●	-	●	●
		その他(各消防本部で必要と認める訓練①)(5)	●	●	●	●
		その他(各消防本部で必要と認める訓練②)(5)	-	●	●	●
所 属 研 修	共 通 項 目 ※3 ※4	各種プロトコル訓練				
		感染防止研修				
		安全管理・危機管理研修	●			●
		接遇・倫理研修	●			●
		緊急度・重症度判断研修	●			
		救急関係法規				
		救急活動事例・症例研究会等				
		メディカルコントロール体制研修				
		災害時における医療機関との相互連携研修				
		傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準研修				
		その他消防本部で必要と認める研修				
	※5 隊 長	病院交渉(病院選定、医師引き継ぎ等)研修	-	-	-	●
		現場観察・判断・処置研修	-	-	-	●
		現場指揮・統制(隊員管理)研修	-	-	-	●
計		(単位数)	85	30	80	80

2 時間未満 5 単位・2 時間以上 10 単位

※1 現任救急隊員・救急隊長教育については、指導者・評価者としての役割に関与することでそれぞれ単位とすることができる

※2 兼任救急隊員の小隊訓練については、所属で必要と認める研修を受講するよう計画する(計 10 単位)

※3 新任救急隊員の所属研修については、●印を必須とし、他に別途 30 単位を受講するよう計画する

※4 兼任救急隊員の所属研修については、所属で必要と認める研修を受講するよう計画する(必要数)

※5 救急隊長の所属研修については、●印を必須とし、他と合わせて 30 単位となるよう計画する

※6 処置拡大に伴う新たな特定行為に対する教育について、今後実施が望ましい(No.20、21)